

設 計 書

単価年度 令和8年3月度

場 所	福山市東桜町外127か町地内 (国道2号北)	
名 称	舗装復旧工事 (福山Aブロック)	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	<p>1日あたり アスファルト舗装t=5cm 修繕 3か所 (21.0㎡)</p>	<p>2026年度発注見込み件数 63件</p>
施工地域区分	一般交通影響あり②	

# 本 工 事 内 訳 書

工種：開削工事及び小口径推進工事等

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費								
共通仮設費								
	共通仮設費率計算額			式	1			
純工事費								
	現場管理費							
	現場管理費率計算額			式	1			
工事原価								
	一般管理費等							
	一般管理費率計算額			式	1			
工事価格								

# 本 工 事 内 訳 書

工種：開削工事及び小口径推進工事等

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消費税相当額				式	1			
本工事費								

# 直接工事費内訳書

工種：開削工事及び小口径推進工事等

費目	工種	種別	細別/規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装復旧工								
	土工事費			式	1			第1号明細表
交通管理工								
	交通管理費			式	1			第2号明細表
直接工事費計								

舗装復旧工

第1号明細表

土工事費 1式当り明細表

種別：  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
アスファルト舗装工(復旧範囲路盤あり, 人力)	復旧厚t=5cm 再生合材 密粒13mm t=5cm RM-30 t=10cm	m2	21				
舗装版切断 アスファルト舗装版	舗装厚15cm以下 切断延長10m以下	回	3				
区画線溶融式設置(実線 幅15cm)	塗料白色 排水性舗装無 未供用無 週休2無 制約無 厚1.5mm 夜間無 豪雪無	m	10.5				
合 計		式	1				

交通管理工

交通管理費 1式当り明細表

種別：  
形状：  
備考：

第2号明細表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
交通誘導警備員B 交替要員無し		時間	6				
交通誘導警備員B 交替要員無し		時間	6				
合 計		式	1				

(751403-0)

第1号表の1		アスファルト舗装工(復旧範囲路盤あり, 人力) 21m2当り単価表					種別: 復旧厚t=5cm 再生合材 形状: 密粒13mm t=5cm RM-30 t=10cm 備考:	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
舗装版取り壊し積込工(配管用)(労務抜き)	0cm超え10cm以下 小型BH クローラ山積0.08m3排ガス1次	m2	21					
小型バックホウ掘削積込(労務抜き)	小型BH クローラ型 山積0.08m3排ガス1次	m3	2.1					
路盤工(労務抜き)	仕上り厚 10cm 1層(幅1.8m未満) 再生粒調砕石(福山)RM-30小型車割増	m2	21					
アスファルト舗装工(人力施工)(合材労務抜き)	車道及び路肩 再生As(福山)密粒度13mm小型 仕上厚5cm フライムコート	m2・1層	21					
再生生アスコンクリート(福山)	小型割増 密粒度13mm	t	3					
土木一般世話役		人						
特殊作業員		人						
普通作業員		人						
産廃運搬費(配管用)(労務抜き)	積込機械1次0.08m3、ダンプトラック2t車 L=7.7km As・Con DID区域内	m3	1.1					
受入費	As 再資源化	m3	1.1					

(751403-0)

第1号表の2

### アスファルト舗装工(復旧範囲路盤あり, 人力) 21m2当り単価表

種別: 復旧厚t=5cm 再生合材  
形状: 密粒13mm t=5cm RM-30 t=10cm  
備考:

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土運搬工(配管用)(労務抜き)	積込機械1次0.08m3、ダンプトラック2t車 L=5.3km 土砂 DID区域内	m3	2.1				
発生土受入費(砂・砂質土・埴質土)		m3	2.1				
合 計		m2	21				
単 位 当 り		m2	1				



## 2026年度(令和8年度) 舗装復旧工事単価表(福山Aブロック)

(税抜額)

アスファルト舗装工 (舗装厚t=5cm)	再生合材 密粒度t=5cm	復旧範囲(路盤あり)	円/㎡
		復旧範囲(路盤なし)	円/㎡
アスファルト舗装工 (舗装厚t=10cm)	再生合材 密粒度t=5cm、粗粒度t=5cm	復旧範囲(路盤あり) t=10cm	円/㎡
		復旧範囲(路盤あり) t=15cm	円/㎡
		復旧範囲(路盤なし)	円/㎡
アスファルト舗装工 (舗装厚t=19cm)	再生合材 密粒度t=5cm、粗粒度t=5cm、 安定処理t=9cm	復旧範囲(路盤なし)	円/㎡
排水性アスファルト舗装工 (舗装厚t=10cm)	ポーラスt=5cm 再生合材 粗粒度t=5cm	復旧範囲(路盤あり)	円/㎡
		復旧範囲(路盤なし)	円/㎡
アスファルト舗装工 (舗装厚t=3cm)	再生合材 細粒度t=3cm	オーバーレイ	円/㎡
舗装版切断工	舗装厚t=15cm以下	切断延長10m以下	円/回
		切断延長10m超過分	円/m
	舗装厚t=15cmを超える	切断延長10m以下	円/回
		切断延長10m超過分	円/m
区画線工	W=15cm 白線・黄線 (溶融式)	施工か所	円/か所
		施工延長	円/m
交通誘導警備員	1人	交替要員なし	円/時間
	2人	交替要員なし	円/時間

の各設計単価に、本入札の請負率を乗じて算出される金額を契約単価とする。  
なお、請負率及び契約単価の算出は次式による。

$$\text{請負率} = \text{入札価格} / \text{予定価格}$$

$$\text{契約単価(1円未満の端数切捨)} = \text{設計単価} \times \text{請負率}$$

舗装発注ブロック表

別表2

福山Aブロック				
赤坂町(2号線北)	蔵王町三丁目	西深津町六丁目	南蔵王町二丁目	吉津町
旭町	蔵王町四丁目	西深津町七丁目	南蔵王町三丁目	緑陽町一丁目
今町	蔵王町五丁目	西町一丁目	南蔵王町四丁目	緑陽町二丁目
入船町一丁目	蔵王町六丁目	西町二丁目	南蔵王町五丁目	若松町
胡町	桜馬場町	西町三丁目	南蔵王町六丁目	
王子町二丁目	佐波町(2号線北)	延広町	南本庄一丁目	
笠岡町	三之丸町	東桜町	南本庄二丁目	
神島町(2号線北)	清水ヶ丘	東深津町一丁目	御船町一丁目	
北本庄一丁目	城見町一丁目	東深津町二丁目	御船町二丁目	
北本庄二丁目	城見町二丁目	東深津町三丁目	御幸町	
北本庄三丁目	瀬戸町(2号線北)	東深津町四丁目	明神町一丁目	
北本庄四丁目	千田町	東深津町五丁目	明神町二丁目	
北本庄五丁目	千田町一丁目	東深津町六丁目	三吉町一丁目	
北美台	千田町二丁目	東深津町七丁目	三吉町二丁目	
北吉津町一丁目	千田町三丁目	東町一丁目	三吉町三丁目	
北吉津町二丁目	千田町四丁目	東町二丁目	三吉町四丁目	
北吉津町三丁目	大黒町	東町三丁目	三吉町五丁目	
北吉津町四丁目	高美台	東吉津町	三吉町南一丁目	
北吉津町五丁目	宝町	久松台一丁目	三吉町南二丁目	
木之庄町一丁目	長者町	久松台二丁目	元町	
木之庄町二丁目	津之郷町(2号線北)	久松台三丁目	山手町	
木之庄町三丁目	寺町	伏見町	山手町一丁目	
木之庄町四丁目	奈良津町	船町	山手町二丁目	
木之庄町五丁目	奈良津町一丁目	本庄町中一丁目	山手町三丁目	
木之庄町六丁目	奈良津町二丁目	本庄町中二丁目	山手町四丁目	
郷分町	奈良津町三丁目	本庄町中三丁目	山手町五丁目	
向陽町一丁目	西深津町一丁目	本庄町中四丁目	山手町六丁目	
向陽町二丁目	西深津町二丁目	本町	山手町七丁目	
蔵王町	西深津町三丁目	丸之内一丁目	横尾町一丁目	
蔵王町一丁目	西深津町四丁目	丸之内二丁目	横尾町二丁目	
蔵王町二丁目	西深津町五丁目	南蔵王町一丁目	横尾町	

# 舗装復旧工事ブロック図



## 舗装復旧工事 単価契約適用要領

### 1 工事費の積算方法

#### (1) 総則

ア 工事費の積算は、単価表に基づきそれぞれ該当する工種に数量を乗じた金額の合計額とする。

合計額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

なお、支払額は、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

#### (2) 舗装費

ア 舗装面積は、寸法線の有効数字（小数点以下 1 桁）を使用し、舗装種別ごとの合計面積は、小数点以下 2 桁目を四捨五入した面積とする。

イ 舗装版切断は、舗装厚により 1 現場（10m 以下）ごとに 1 回とする。

ただし、1 現場 10m を超えるときは、超えた長さの額を加えたものとする。

ウ 区画線は、全て幅 15cm 換算での長さとする。

#### (3) 交通誘導警備員の費用

ア 舗装工は、1 か所当り舗装厚  $t=3\text{cm}$  又は  $t=5\text{cm}$  で 2 人配置の 2 時間、舗装厚  $t=10\text{cm}$  で 2 人配置の 3 時間、舗装厚  $t=19\text{cm}$  で 2 人配置の 6 時間とする。

イ 舗装版切断工は、1 か所当り 1 人配置の 1 時間とする。

ウ 区画線工は、1 か所当り 1 人配置の 1 時間とする。

※ ただし、現場状況により特に必要と認める場合は、配置人数及び時間を換算するものとする。

#### (4) その他

ア 単価表・適用要領に該当項目がないとき、あるいは適用に関して疑義が生じたときは、その都度、協議のうえ決定する。

# 特記仕様書【水道施設】

## 第1章 総則

### 第1節 適用

1. 本特記仕様書は、福山市上下水道局 工務部 管路維持課の発注する舗装復旧工事に適用する。

### 第2節 留意事項

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、「福山市建設工事請負契約約款（契約書を含む）」、「設計図書（別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を用いる）」、「福山市上下水道局建設工事施行規程」、「福山市上下水道局共通仕様書(水道施設)2024年4月」、「福山市上下水道局工事検査技術基準」、「福山市水道構造標準図」、「広島県土木工事共通仕様書（令和6年8月）」、その他関係規則によるものとする。
2. 施工にあたり、日本国の関係諸法令、諸官公庁の通達、施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きを速やかに行い、監督員に報告すること。
3. 施工にあたり、必要な事項及び固有の条件等は、この特記仕様書によるもののほか、別紙、施工条件表のとおりとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 契約約款第3条に基づき、契約締結後14日以内に工程表を作成し、提出すること。
5. 着工前に地元関係者と本工事の施工方法等について、十分に打合せ等を行い理解を得て円滑に工事が完成するよう努めること。
6. 受注者は、舗装工事依頼書において、速やかに工事を完成し、舗装復旧工事完了報告書により担当職員の検査を受けること。  
なお、原則、依頼から40日以内に工事を完成し、完了報告書を提出すること。ただし、局から別途施工日の指示があるものを除く。

### 第3節 事業損失防止

1. 施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、振動等を原因として生じた、建物等の損害等の補償に関しては、「福山市上下水道局建設工事損失補償事務特記仕様書」によるものとする。
2. 発注者が近接する建物等の調査を実施する場合は、受注者は発注者の行う調査の範囲を把握し、近接する区間の施工には、細心の注意をはらい施工すること。
3. 発注者が調査を実施しない建物等について、受注者は必要に応じて事前に建物等の調査を実施すること。なお、調査箇所等については、監督員に協議を要すること。
4. 事業損失が発生する可能性があるときは、監督員と協議すること。

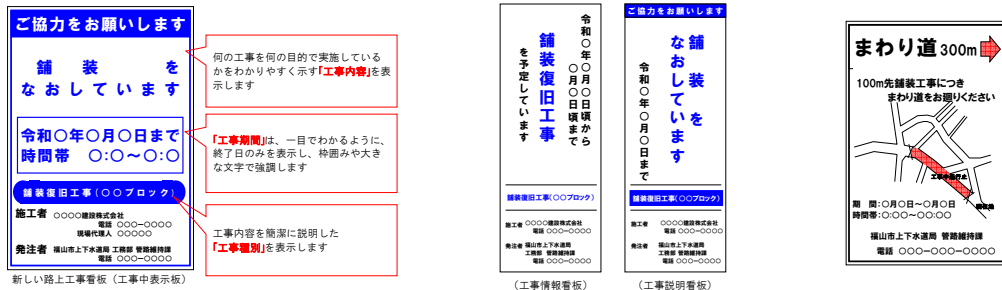
## 第2章 施工

### 第1節 安全対策

1. 片側交互通行及び通行止め等の交通規制を行う場合は、関係官公署の許可条件を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保して事故発生のないように努めること。
2. 作業現場、作業用地内の整理整頓に留意して必要な安全施設の設置等を行い、関係者以外の立ち入りを禁止して危険防止に努めること。
3. 路面の補修及び転落防止対策に努めるなど、交通及び保安上の十分な措置を講じること。
4. 作業時間外（夜間等）に交通規制を行う場合は、その範囲を最小限とし夜間の保安施設は注意灯、回転灯及び防護柵等を設置して十分に配慮すること。
5. 施工に伴い事故が発生した場合は、迅速に所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、速やかに「事故等速報」等により、監督員に報告すること。

### 第2節 現道工事における保安施設

1. 保安施設は、「広島県土木工事共通仕様書」による現道工事における保安施設配置図（案）及び保安施設設置基準を基本とし、現場条件等に応じ適切に実施すること。ただし、「工事表示板」及び「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、この標準様式によらない場合は、監督員と協議すること。
2. 保安施設のうち工事情報看板の設置時期については、工事現場周辺の住民及び道路利用者等に十分周知を図れるよう事前に設置すること。また、その他の保安施設の設置時期は、現場着手にあわせて適切な時期に設置すること。
3. 作業休止中（休日等）で通行に支障のない場合は、作業のないことの周知を図れるように標識等を撤去またはシート等でかくす等、措置すること。
4. 施工に伴い止むを得ず路面に段差が生じた状態で交通開放する場合は、通行者に周知を図れるよう警戒看板等を設置するとともに、通行者の安全に十分配慮すること。
5. 台風等により暴風雨が予測される場合は、保安施設（工事看板等）が頑丈に固定されていることを確認するとともに、設置場所等の状況によっては、一時撤去し、飛散しないように最善の策を講ずること。
6. 「工事表示板」、「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、看板の寸法は、現場条件等に応じて適切な大きさとすること。



### 第3節 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員を配置するにあたっては、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行うこと。
2. 交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当り標準作業量から必要人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行う。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。
3. 交通誘導警備員Aとは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
4. 交通誘導警備員Bとは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
5. 「警備員等の検定等に関する規則」により、広島県公安委員会から認定告示（2020年10月1日広島県公安委員会告示第73号）のあった路線に係る交通誘導を実施する場合については、交通誘導警備員Aを誘導日あたり1名以上配置すること。
6. 受注者は、交通誘導警備員を配置した場合、実施伝票の原本を監督員に提出すること。
7. 交通量が多い道路の交通規制に係る交通誘導警備員は、休憩時間中も常時配置すること。
8. 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の配置人数の増員が必要となる場合は、監督員と協議を行うこと。

### 第4節 現場管理

1. 埋戻しの施工は、十分な締めを行うこと。また、埋戻し及び締めの不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。なお、運搬機械からの直接投入は行わず、機械投入とすること。
2. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解し、工事現場及び現場周辺の状況に留意して施工すること。
3. 施工に伴い通常避けることができない損害等の発生が予測される場合は、速やかに監督員に協議すること。

### 第5節 工事写真管理

1. 受注者は、工事記録写真を整理編集し監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成時に提出する。上水道及び工業用水道の工事記録写真の撮影は、「工事写真撮影要領」によるものとする。
2. 工事記録写真の提出は、工事写真帳と原本を提出する。
3. 小黒板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

### 第6節 地下埋設物

1. 工事着手前には、地下埋設物及び地下構造物の調査を行うとともに、当該管理者に立会を求めてその位置を確認し、管理者の指示を遵守して埋設物及び構造物に損害を与えないよう注意して施工すること。

## 第7節 環境対策

1. 施工に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について、関係法令及び仕様書の規定を遵守の上、周辺地域の環境保全に努めるものとする。また、施工計画及び工事実施の各段階において十分検討して必要な措置を講ずること。
2. 受注者は、大気汚染防止法に基づき本工事が特定工事に該当するかについて、事前調査（設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等）を行いその結果を監督員に説明し、事前調査結果（受注者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果等）を現場の公衆に見やすい場所に掲示すること。なお、掲示物の大きさは長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上、縦長横長問わず）とする。また、監督員への説明書面の写し、及び事前調査の記録は、工事完了後3年間保存すること。
3. 資機材等の運搬にあたっては、運搬経路及び作業時間帯に留意すること。
4. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解して、工事現場及び現場周辺の状況に留意すること。
5. 広島県土木工事共通仕様書『1-1-1-33 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

## 第8節 工事用地

1. 本工事に必要な現場事務所及び資材置場等の用地は、全て受注者の責任と負担において確保すること。

## 第9節 週休2日適用工事

1. 週休2日適用工事とは、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする工事であり、本工事が発注者指定対象であるかは、施工条件表を参照すること。
2. 「発注者指定型」とは、週休2日適用工事として発注者が指定するものをいう。
3. 「受注者希望型」とは、発注者が週休2日適用対象として発注者が指定した工事で、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日適用工事として取り組む旨を申し出たものをいう。

## 第3章 材料

### 第1節 路盤材

1. 本工事に使用する路盤材について、設計図書に基づき再生材の使用を原則とする。ただし、砕石に関して、RM-30同等以上のものについては、監督員と協議の上使用できるものとする。

### 第2節 アスファルト合材

1. 本工事に使用するアスファルト合材について、設計図書に基づき再生材の使用を原則とする。なおアスファルト事前審査認定表の写しを提出すること。

## 第4章 建設副産物

### 第1節 建設発生土

1. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。  
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 受入先においては、処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票(原本)等を監督員に提出すること。

### 第2節 建設汚泥

1. 建設汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 建設汚泥は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ受入し再資源化しなければならない。
3. 受入先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行うこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

### 第3節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

1. 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 特定建設資材廃棄物は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ受入し再資源化しなければならない。
3. 受入先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行うとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行うこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

### 第4節 「広島県土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可

1. 土砂の搬出  
建設発生土について、500m<sup>3</sup>以上（一時たい積場については500m<sup>3</sup>/月以上）の土砂を事業区域外へ搬出するときは、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年広島県条例第1号、以下「広島県土砂条例」という。）第2章第8条に基づき、土砂の搬出に係る計画を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前（一時たい積場については、当該計画に係る月の初日の10日前）までに、福山市長へ届け出なければならない。
2. 埋立行為（埋立て、盛土、たい積）  
建設発生土について、事業区域外において土砂埋立区域の面積が2,000m<sup>2</sup>以上となる土砂の埋立行為を行う場合は、土砂埋立区域ごとに福山市長の許可を受けなければならない。

### 第5節 産業廃棄物の場外保管

本工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m<sup>2</sup>以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときには30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

## 第5章 請負率

本工事の請負率は、今年度の舗装復旧工事単価契約の請負率とする。

## 第6章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し指示を受けること。

# 施 工 条 件 表

対象工事名 : 舗装復旧工事（福山Aブロック）

項目	事 項	該 当	内 容																				
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	現場着手に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」に基づき施工計画書を作成し、本工事（試掘等を含む）着手前日までに、監督員に提出し受理されること。																				
		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	現場着手に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」に基づき主要資材承認書を作成し、監督員の確認を得ること。																				
	設計図面の照査	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	設計図書に基づき現地の測量等を行い、試験掘りの結果及び地下埋設物等の状況について照査し、管路の法線及び高さ等に変更が生じた場合は、変更図面等を作成し、また変更理由と共に監督職員に提出し協議すること。																				
	給水引込管切替	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	給水引込管がある関係者に対し、あらかじめ給水切替に関して十分に説明し、掘削の有無及び布設場所の確認等を行い、「宅地内掘削の承諾」を取得し、施工すること。なお、取得した「宅地内掘削の承諾」は、完成図書とあわせて提出すること。																				
	誓約書の提出	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	試験掘りに先立ち、中電、NTT、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。																				
	協議、周知	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。																				
		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">関係機関</th> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 40%;">協議の内容</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関</td> <td>関係法令</td> <td>関係法令に対する、届出、許可など</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿線商店</td> <td>車両出入口</td> <td>施工時間及び作業時間外の交通規制形態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>施工方法等</td> <td>地元関係者（土木常設員、町内会役員、水利役員）、その他関係者への説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事項	協議の内容	備考	関係機関	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など		沿線商店	車両出入口	施工時間及び作業時間外の交通規制形態		その他	施工方法等	地元関係者（土木常設員、町内会役員、水利役員）、その他関係者への説明					
		関係機関	事項	協議の内容	備考																		
		関係機関	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など																			
		沿線商店	車両出入口	施工時間及び作業時間外の交通規制形態																			
その他	施工方法等	地元関係者（土木常設員、町内会役員、水利役員）、その他関係者への説明																					
<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし																							
<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし																							
<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし																							
段階確認	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、施工計画書に記載し、監督員と事前に協議すること。																					
情報共有システム	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	設計金額3,500万円以上の工事は、原則として情報共有システムを利用する。																					
	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし																						

項目	事項	該当		内容				
② 工程関係	工事期間	○ あり ● なし		工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事（試掘等を含む）着手までの準備期間とし40日間を、検査期間は14日間を見込んでいる。なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。				
				<input checked="" type="checkbox"/> 準備期間	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事施工期間	<input type="checkbox"/> 建物等調査期間	<input checked="" type="checkbox"/> 変更協議期間	<input type="checkbox"/>
		<input checked="" type="checkbox"/> 後片付け期間	<input checked="" type="checkbox"/> 検査期間	<input type="checkbox"/> 電柱移設期間	<input type="checkbox"/> ガス管移設期間	<input type="checkbox"/>		
	関連する別途工事	● あり ○ なし		本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。				
				関連工事の名称 適宜	発注者名	予定期間	備考	
制約条件	● あり ○ なし		施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。					
			場所 全体	制約の要因 円滑な交通の確保	制約の内容 施工時間帯は昼間とし、道路使用許可条件を遵守するものとする。		備考	
③ 用地関係	借地	○ あり ● なし		次のとおり、借地を見込んでいる。				
				場所	目的	面積	使用後の処置	備考
	工事用地	○ あり ● なし		工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。				
				場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考
④ 安全対策関係	地下埋設物 接近施工	● あり ○ なし		重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。また、そのチェックリストを提出すること。				
				場所 適宜	近接する施設 適宜	条件 管理者による立会		備考
	作業時間内の埋戻復旧	● あり ○ なし		作業時間外は交通開放するため、掘削・埋戻は即日を実施すること。 また、作業時間内に埋戻し・仮復旧を完了させ、作業時間外は掘削に伴う開口部を残さないこと。 なお、不測の事態により、埋戻復旧ができない場合は、警察等の関係機関へ連絡し、監督員に報告すること。				
		○ あり ● なし						
	○ あり ● なし							

項目	事項	該当	内容					
			対象口径	必要な資格	資格証発行者	講習会の主催者	施工要件	
⑤ 資格関係	GX形ダクタイル鋳鉄管の施工	○あり ●なし	φ300mm 以上	④配水管技能者登録証 (大口径)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会	有資格者の施工	
				⑥配管技能講習修了証 (NS形500以上)	一般社団法人日本 ダクタイル鉄管協会	福山市 上下水道局		
				③配水管技能者登録証 (H26.4月以降の一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会		
				①配水管技能者登録証 (H26.3月以前の一般継手・耐震継手) の場合で次の⑦又は⑧又は⑨を所有しているもの				
				⑦配水管技能講習会受講証 (GX形)	福山市 上下水道局	福山市 上下水道局		
				⑧配水管技能者登録証 (H26.4月以降の一般継手・耐震継手) 再受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会		
				⑨配水管技能者登録証 (H30.4月以降の一般継手・耐震継手) 更新時講習受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会		
	④又は⑥ と ③又は⑩ を所有しているもの							
	NS形ダクタイル鋳鉄管の施工	○あり ●なし	φ250mm 以下	配水管技能者登録証 (H26.4月以降の一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会	有資格者の施工	
				配水管技能者登録証 (H26.3月以前の一般継手・耐震継手) の場合で次の⑦又は⑧又は⑨を所有しているもの				
⑦配水管技能講習会受講証 (GX形)				福山市 上下水道局	福山市 上下水道局			
⑧配水管技能者登録証 (H26.4月以降の一般継手・耐震継手) 再受講者				公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会			
NS形ダクタイル鋳鉄管の施工	○あり ●なし	φ250mm 以下	⑨配水管技能者登録証 (H30.4月以降の一般継手・耐震継手) 更新時講習受講者	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会	有資格者の施工		
			配水管技能者登録証 (大口径)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会			
NS形ダクタイル鋳鉄管の施工	○あり ●なし	φ250mm 以下	配管技能講習修了証 (NS形500以上)	一般社団法人日本 ダクタイル鉄管協会	福山市 上下水道局	有資格者の施工		
			配水管技能者登録証 (一般継手・耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会	公益社団法人 日本水道協会			
水道配水用ポリエチレン管の施工	○あり ●なし	φ150mm 以下	水道配水用ポリエチレン 配管施工講習受講証 (福山市配水管)	配水用ポリエチレン ハイシステム協会	配水用ポリエチレン ハイシステム協会	有資格者の施工		
給水切替に関する配管の施工	○あり ●なし		給水装置工事主任 技術者免状	厚生労働大臣	公益財団法人 給水工事技術振興財団	給水装置配管技能者の 施工、又は給水装置工 事主任技術者監督のも とで施工		

項目	事項	該当		内容							
⑥ 周辺環境保全関係	建設公害の処置	●あり	○なし	騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。							
				項目		処理方法		備考			
				建設機械（全般）		排出ガス対策型の使用					
	建物等の調査	○あり	●なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり、発注者において近接する建物等の調査を実施する予定としている。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。							
				調査内容		調査項目		数量		備考	
	井戸の調査及びその他の調査等	○あり	●なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響をおよぼすことが懸念されるため、次のとおり、事前に井戸調査及びその他の調査等を実施し、調査結果（計量証明書等）を監督員に提出すること。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。							
				調査内容		調査項目		数量		備考	
六価クロム溶出試験の実施	○あり	●なし	次のとおり、「六価クロム溶出試験」を実施し、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。 なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。								
			場所		工種		配合設計段階検体数	施工後段階検体数	工法		備考
濁水・湧水の処理	○あり	●なし	施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。								
	○あり	●なし									
	○あり	●なし									
	○あり	●なし									

項目	事 項	該 当		内 容					
⑦埋戻関係	処理土	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	処理土の購入先は、広島県が公表する建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。					
	砕石ダスト	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	埋戻土は、砕石ダスト（購入）を見込んでいる。					
	真砂土	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	埋戻土は、真砂土（購入）を見込んでいる。					
	流用土（現場内流用）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	埋戻土は、現場発生土の一部を流用することとしている。					
	流用土（他工事流用）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	埋戻土は、次のとおり、他工事の発生土を流用する予定としている。 なお、止むを得ない事情により、これにより難しい場合は、別途、協議すること。					
				他工事名	搬入場所	搬入時期	備考		
	品質管理	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	品質管理頻度	埋戻土量・試験回数		試験方法	(次のいずれか)	
					埋戻土量500m3につき1回 ただし、50m3未満の場合は省略できる。			簡易貫入試験 (土研式円すい貫入試験)	市道 14回以上/10cm 県道 17回以上/10cm
								現場密度試験	95%以上 (複数回の場合異なる層、位置で実施)
エコ水砕スラグ (管巻材)	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	管巻材は、エコ水砕スラグ（最大粒径2.5mm以下）を見込んでいる。						
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし							
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし							
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし							
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし							
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし							

項目	事項	該当		内容			
⑧ 建設副産物関係	建設発生土	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）に搬出するものとする。			
	建設汚泥（泥土）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	建設汚泥（泥水）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	特定建設資材の廃棄物	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
				アスファルト・コンクリート殻	福山市瀬戸町地頭分字大風呂乙261	仕様書のとおり	
コンクリート殻							
Ms殻							
建設副産物情報交換システム	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設副産物情報交換システム（一般財団法人 日本建設情報総合センター＝JACIC）の登録対象工事である。				
広島県土砂の適正処理に関する条例	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。				
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					
	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					

項目	事項	該当		内容				
⑨ 仮設関係	土留	○ あり	● なし	次のとおり、土留を見込んでいる。なお、開削工における建込土留については任意仮設（一部指定）とする。仮設方法は土質条件・現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。				
				場所	工法	土留種別	備考	
	仮設(土留)材料の残置	○ あり	● なし	次のとおり、工事終了後も仮設（土留）材料を残置すること。				
				場所	仮設材料名	残置の形態	数量	備考
	路面覆工	○ あり	● なし	作業時間以外は交通開放するため、次のとおり、路面覆工を見込んでいる。なお、開削工における路面覆工については指定仮設とする。仮設方法は現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。				
				場所	覆工幅	覆工延長	仕様	備考
覆工材料の残置	○ あり	● なし	別途工事で引き続いて使用するため、次のとおり、工事終了後も覆工材料を残置すること。					
			場所	仕様	数量	付属部材	備考	
水替	○ あり	● なし	施工に伴う湧水について、水替ポンプにより排水することを見込んでいる。					
仮設電力設備	○ あり	● なし	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。					
			場所	設備の種類			備考	
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
一般搬入道路	● あり	○ なし	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
			搬入道路	期間	工事中・後の処置		備考	
			全ての道路	工事期間	随時路面等の清掃、工事後舗装等の欠損部補修		処置は使用に伴い影響があった場合	
仮設道路	○ あり	● なし	仮設道路を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
			期間	安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考	
仮設足場 その他	○ あり	● なし	次のとおり、仮設足場を見込んでいる。なお、仮設足場工については任意仮設（一部指定）とする。現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。					

項目	事項	該当		内容				
⑩ 工事支障物件関係	試験掘り	○ あり	● なし	施工に先立ち、地下埋設物等の位置を確認するため、次のとおり、試験掘りを行うこと。				
				場所	確認物件	方法		備考
	本工事に含まれる移設工事	○ あり	● なし	本工事では、次の移設工事を含んでいる。				
				場所	移設物件	移設の形態		設計見込金額（税抜）
	工事支障物件	○ あり	● なし	次の物件について、工事の支障となる可能性があることを見込んでいる。 なお、試験掘り等の結果により、別途、協議を行うこと。				
				場所	支障物件	内容		備考
	石綿管の残置	○ あり	● なし	本工事の地区は、石綿管(ガス管、水道管等)が残置されており、石綿管撤去作業が予測されることから、特定化学物質作業主任、また石綿の取り扱い作業(技能講習)主任者の下に作業出来る体制を講じること。				
⑪ 地盤改良・推進関係	薬液注入	○ あり	● なし	次のとおり、薬液注入工法を見込んでいる。なお、注入対象範囲は標準的なものを表している。注入率・注入割合はグラウト協会を参照している。現場条件に合わせて実施すること。				
				場所	数量・区分等	工法	プラント	備考
	推進工法	○ あり	● なし	次のとおり、推進工法を見込んでいる。				
				区間		工法		備考
	○ あり	● なし						
	○ あり	● なし						

項目	事項	該当	内容
⑫ その他	給水引込管切替図の提出	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	工事の完了に伴い、「給水引込管切替図」の所定の書式に基づき、図面を作成し、提出すること。
	バルブボックス位置図の提出	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	工事の完了に伴い、「バルブボックス詳細図」の所定の書式に基づき、図面を作成し、提出すること。
	工事完成のお知らせ	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	完成検査が終了した後、工事沿線の関係者に対して「水道工事完成のお知らせ」（別途、参考様式有り）を配布すること。
	定期健康診断	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	受注者は、浄水場等で同一人が工事等の現場作業を開始する日から起算して1か月以内に11日以上工事または業務に従事するとき、または、期間の長短に関わらず直接水に触れる作業をするときは、水道法第21条に規定する健康診断（検便）を実施し、診断結果報告書を担当課に提出すること。 検便検査項目は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌（O-157）とし、実施期間は6か月ごとに1回とする。
	週休2日適用工事 発注者指定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	【発注者指定型】 本工事は、週休2日適用工事です。詳細については、別紙（福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について）によるものとします。
		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	【受注者希望型】 本工事は、週休2日適用対象工事です。詳細については、別紙（福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について）によるものとします。
		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	
		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	
	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		
	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		

工事名	舗装復旧工事(福山Aブロック)		
工事場所	福山市東桜町外127小町地内(国道2号北)		
図面	復旧平面図・復旧断面図		
図面番号	1/2	縮尺	Non
福山市上下水道局			

設計年月 2026年3月

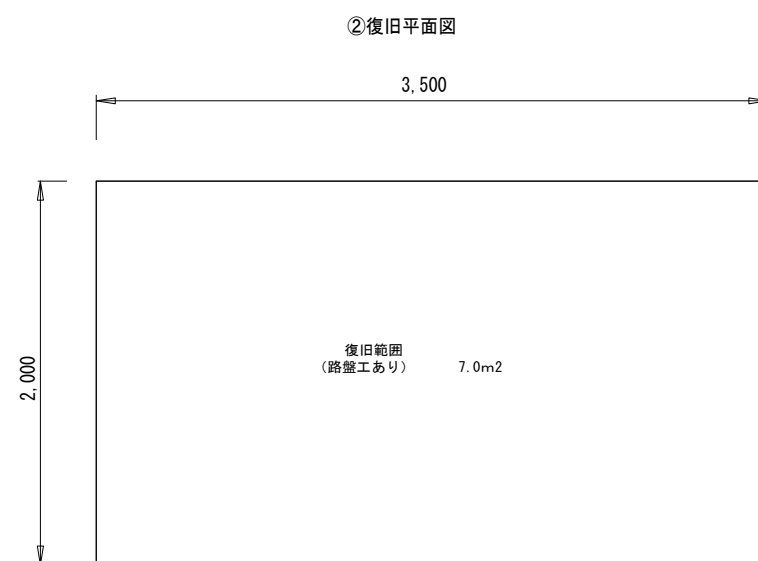
①アスファルト舗装復旧標準図 (t=50)

アスファルト舗装 1か所 (7.0m<sup>2</sup>)



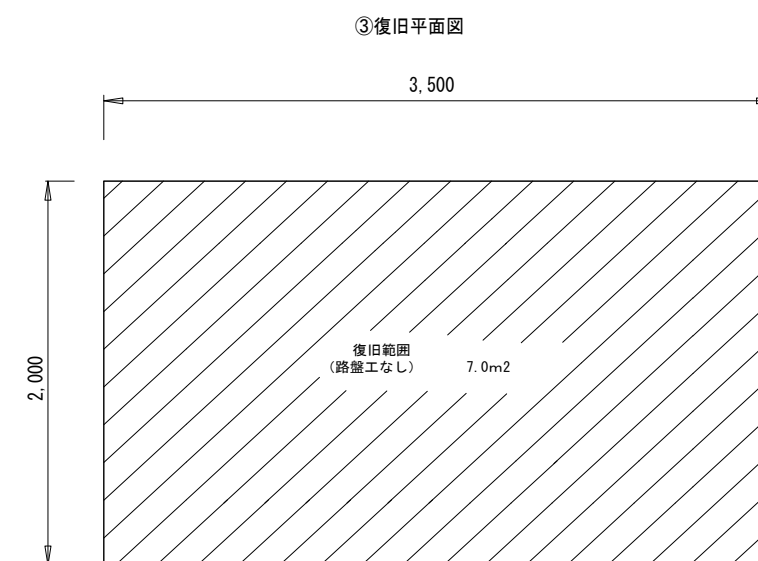
②アスファルト舗装復旧標準図 (t=100)

アスファルト舗装 1か所 (7.0m<sup>2</sup>)



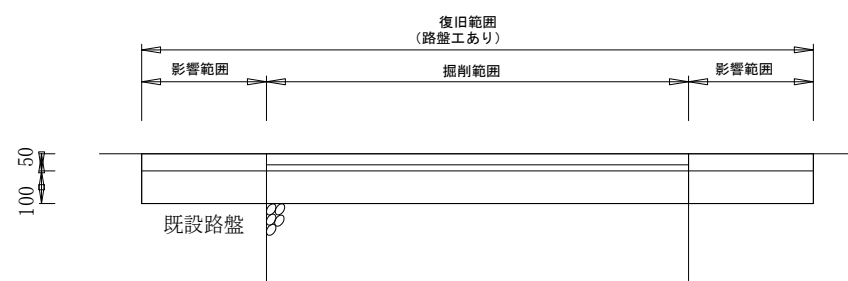
③アスファルト舗装復旧標準図 (t=190)

アスファルト舗装 1か所 (7.0m<sup>2</sup>)



①復旧断面図

アスファルト舗装 (密粒度13mm 再生合材) t = 50mm  
 路盤工 (再生粒調砕石 RM-30) t = 100mm  
 既設アスファルト舗装工 (既設コウサイなし) t = 50mm

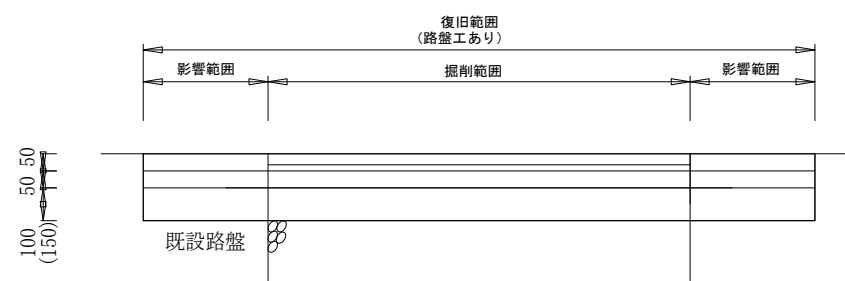


施工条件について

- 交通誘導員について
  - 舗装切断工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
  - 舗装工は1か所当り2人配置・2時間を標準とする。
  - ライン工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
- 施工数について
  - 上記の施工数量は1日3か所を標準とする。
- ライン工について
  - 上記の施工数量は3.5mとする。
  - ライン工は溶融式を標準とする。

②復旧断面図

アスファルト舗装 (密粒度13mm 再生合材) t = 50mm  
 アスファルト舗装 (粗粒度20mm 再生合材) t = 50mm  
 路盤工 (再生粒調砕石 RM-30) t = 100mm (県道部分 t = 150mm)  
 既設アスファルト舗装工 (既設コウサイなし) t = 100mm

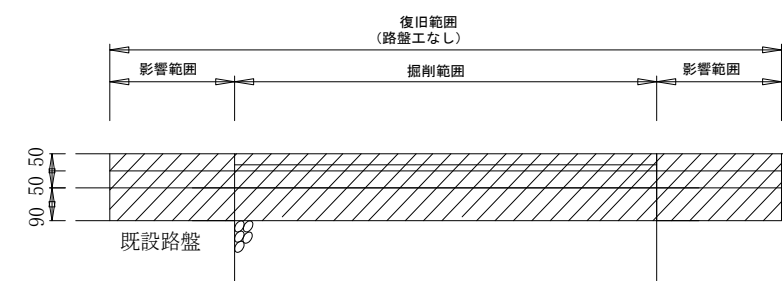


施工条件について

- 交通誘導員について
  - 舗装切断工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
  - 舗装工は1か所当り2人配置・3時間を標準とする。
  - ライン工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
- 施工数について
  - 上記の施工数量は1日2か所を標準とする。
- ライン工について
  - 上記の施工数量は3.5mとする。
  - ライン工は溶融式を標準とする。

③復旧断面図

アスファルト舗装 (密粒度13mm 再生合材) t = 50mm  
 アスファルト舗装 (粗粒度20mm 再生合材) t = 50mm  
 アスファルト舗装 (As安定処理 再生合材) t = 90mm  
 既設アスファルト舗装工 (既設コウサイなし) t = 190mm



施工条件について

- 交通誘導員について
  - 舗装切断工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
  - 舗装工は1か所当り2人配置・6時間を標準とする。
  - ライン工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
- 施工数について
  - 上記の施工数量は1日1か所を標準とする。
- ライン工について
  - 上記の施工数量は3.5mとする。
  - ライン工は溶融式を標準とする。

工事名	舗装復旧工事(福山Aブロック)		
工事場所	福山市東桜町外127小町地内(国道2号北)		
図面	復旧平面図・復旧断面図		
図面番号	2/2	縮尺	Non
福山市上下水道局			

設計年月 2026年3月

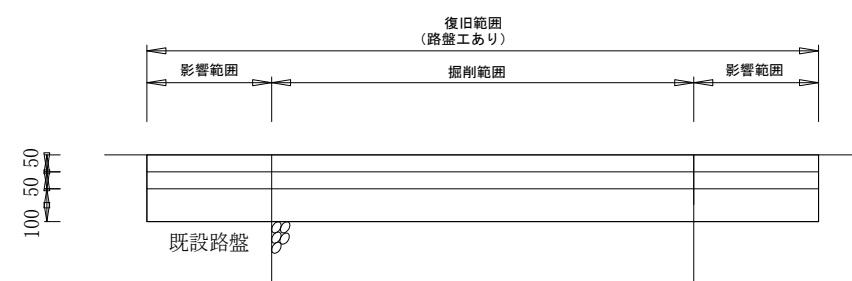
④アスファルト舗装復旧標準図 (t=100)

アスファルト舗装 1か所 (7.0m<sup>2</sup>)



④復旧断面図

- 排水性アスファルト舗装 (ポーラス13mm) t = 50mm
- アスファルト舗装 (粗粒度20mm 再生合材) t = 50mm
- 路盤工 (再生粒調砕石 RM-30) t = 100mm
- 既設排水性アスファルト舗装工 (既設コウサイなし) t = 100mm

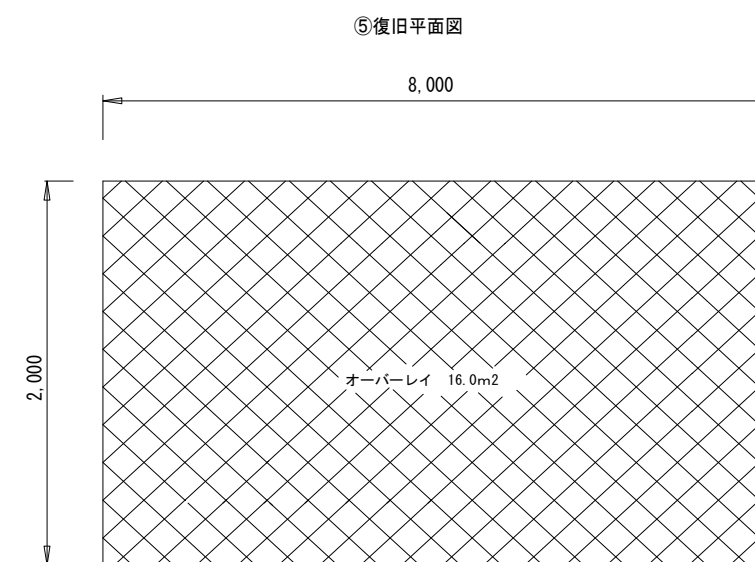


施工条件について

1. 交通誘導員について
  - (1) 舗装切断工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
  - (2) 舗装工は1か所当り2人配置・3時間を標準とする。
  - (3) ライン工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
2. 施工数について
  - (1) 上記の施工数量は1日2か所を標準とする。
3. ライン工について
  - (1) 上記の施工数量は3.5mとする。
  - (2) ライン工は熔融式を標準とする。

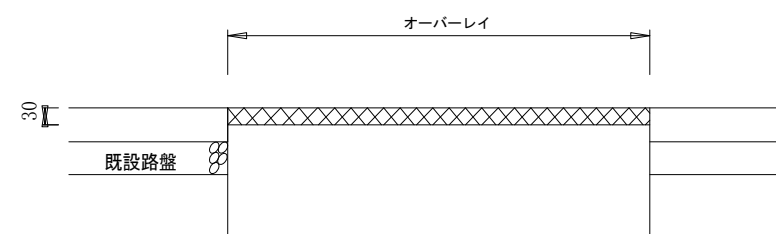
⑤アスファルト舗装復旧標準図 (t=30)

アスファルト舗装 1か所 (16.0m<sup>2</sup>)



⑤復旧断面図

アスファルト舗装 (細粒度13mm 再生合材) t = 30mm



施工条件について

1. 交通誘導員について
  - (1) 舗装工は1か所当り2人配置・2時間を標準とする。
  - (2) ライン工は1か所当り1人配置・1時間を標準とする。
2. 施工数について
  - (1) 上記の施工数量は1日3か所を標準とする。
3. ライン工について
  - (1) 上記の施工数量は8.0mとする。
  - (2) ライン工は熔融式を標準とする。